

令和2年度 本渡地区清掃センターの維持管理に関する情報

更新日 2021/2/8

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

■規則 第四条の五の二第一号イ

単位：t

【1】処分した一般廃棄物の種類と数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
燃えるごみ処分量 (焼却量)	1,459.75	1,428.62	1,941.13	1,692.39	1,681.22	1,075.52	1,900.86	1,019.32	1,885.59	1,577.32			15,661.72
燃えないごみ処分量 (搬入量)	259.93	289.10	235.76	208.27	236.31	227.95	251.14	239.43	260.99	186.28			2,395.16

■規則 第四条の五第一項第二号カ

【2】排ガス分析検査 (年2回)			採取年月日 R2.6.19			採取年月日 R2.10.16				
検査項目	排出基準		結果年月日 R2.7.14			結果年月日 R2.11.5				
		単位	場所**	1号炉	2号炉	3号炉	場所	1号炉	2号炉	3号炉
硫黄酸化物濃度	※	m ³ N/H	※排出基準	156.61	159.27	156.94	※排出基準	162.96	167.73	159.94
			結果	0.02未満	0.05	0.02未満	結果	0.02未満	0.02未満	0.02未満
ばいじん濃度	0.15以下	g/Nm ³	結果	0.02未満	0.02未満	0.02未満	結果	0.02未満	0.02未満	0.02未満
塩化水素濃度	700以下	mg/Nm ³		24	13	31		12	3	46
窒素酸化物濃度	250以下	ppm		31	49	78		70	68	43

※硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。(天草地域K値=17.5)

※※場所は、各炉のバグフィルター出口

【検査項目等の説明】

- ・硫黄酸化物濃度 :石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
- ・ばいじん濃度 :ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する。物の燃焼等に伴い発生する煤煙(ばいじん)のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・塩化水素濃度 :プラスチック・塩化ビニル系の燃焼によって発生される刺激臭のある気体。自然には火山活動などで発生する。
- ・窒素酸化物濃度 :Noxと呼ばれ、物質が燃焼するときに発生する。工場等からの煤煙(ばいじん)や、自動車排出ガスにも含まれている。
- ・排出基準 :健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

■規則 第八条の三

【3】ごみ質分析結果 (年4回)				
検査年月日	R2.6.19	R2.9.11	R2.10.16	
ごみ質種類	組成(%)	組成(%)	組成(%)	組成(%)
紙・布類	53.5	58.6	52.4	
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	32.0	21.2	21.1	
木・竹・ワラ類	4.6	9.7	18.0	
ちゅう芥類	6.8	2.8	4.0	
不燃物	0.3	2.5	1.3	
その他	2.8	5.1	3.1	

■規則 第四条の五第一項第二号カ

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条一、同法施行令 第四条

【4】ダイオキシン類分析検査（年1回）		
検査項目	排出基準	
	単位	
排ガス中のダイオキシン類	5以下※	ng-TEQ/m ³ N

採取年月日	R2. 7. 22		
結果年月日	R2. 8. 20		
場所※※	1号炉	2号炉	3号炉
結果	0.17	0.037	0.26

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第一

※※場所は、各炉のバグフィルターの出口

次の項目は、インターネットでの公表が困難な連続測定であるため、施設で閲覧できます。

■規則 第四条の五第一項第二号ト

燃焼室中の燃焼ガスの温度に関する事項

■規則 第四条の五第一項第二号リ

集じん器入口の燃焼ガスの温度に関する事項

■規則 第四条の五第一項第二号ヲ

排ガス中の一酸化炭素濃度に関する事項

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条二

■" 施行令 第四条

検査項目	排出基準	
	単位	
焼却灰のダイオキシン類	3以下※	ng-TEQ/g

採取年月日		
結果年月日		
場所	焼却灰（燃え殻） [不燃物バツカ]	ばいじん（飛灰） [集じん灰サイロ]
結果		

※※ばいじん（飛灰）については、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、セメントを練り混ぜて固化しているため、排出基準の適用はない。（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 附則第二条 第三項第一号）

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第七条の二

検査項目	環境基準	
	単位	
大気中のダイオキシン類	0.6以下※	pg-TEQ/m ³

採取年月日	R2. 7. 22~23
結果年月日	R2. 8. 17
場所	大平地区
結果	0.0053

※ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底室の汚染を含む。）及び汚染に係る環境基準

【検査項目等の説明】

- ・ダイオキシン類 : 塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動による自然現象によっても発生する。
- ・環境基準 : 空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■規則 第四条の五第一項第二号ヌ

【5】冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去日	除去日
--------------------------------	-----

ガス減温室ダスト除去業務委託	炉	1回目	2回目
	1系	R2. 5. 16	R2. 11. 16
	2系	R2. 5. 17	R2. 11. 14
	3系	R2. 5. 15	R2. 11. 15

白煙防止用空気加熱器清掃業務委託	炉	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
	1系	R2. 4. 25	R2. 6. 27	R2. 9. 12	R2. 11. 15	
	2系	R2. 4. 24	R2. 6. 26	R2. 9. 13	R2. 11. 13	
	3系	R2. 4. 26	R2. 6. 28	R2. 9. 11	R2. 11. 14	

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

■規則 第四条の五の二第一号イ

単位：t

【1】処分した一般廃棄物の種類と数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
燃えるごみ処分量 (焼却量)	626.39	560.96	687.01	671.72	639.21	361.82	611.28	652.00	573.52	610.56			5,994.47
燃えないごみ処分量 (搬入量)	71.36	76.14	68.84	57.36	71.57	49.54	73.30	68.27	79.20	44.58			660.16

■規則 第四条の五第一項第二号カ

【2】排ガス分析検査 (年2回)			採取年月日 R2. 6. 30			採取年月日 R2. 10. 22		
検査項目	排出基準		結果年月日 R2. 7. 16		結果年月日 R2. 11. 16		結果年月日 R2. 11. 16	
		単位	場所**	1号炉	2号炉	場所	1号炉	2号炉
硫黄酸化物濃度	※	mN/H	※排出基準	84.53	80.21	※排出基準	79.73	78.32
			結果	0.37	0.51	結果	0.39	0.34
ばいじん濃度	0.15以下	g/Nm ³	結果	0.02未満		結果	0.03未満	
塩化水素濃度	700以下	mg/Nm ³		32	90		79	75
窒素酸化物濃度	250以下	ppm		140	110		100	88

※硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。(天草地域K値=17.5)

※※場所は、各炉のバグフィルター出口

【検査項目等の説明】

- ・硫黄酸化物濃度 : 石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
- ・ばいじん濃度 : ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する。物の燃焼等に伴い発生する煤煙(ばいじん)のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・塩化水素濃度 : プラスチック・塩化ビニル系の燃焼によって発生される刺激臭のある気体。自然には火山活動などで発生する。
- ・窒素酸化物濃度 : Noxと呼ばれ、物質が燃焼するときに発生する。工場等からの煤煙(ばいじん)や、自動車排出ガスにも含まれている。
- ・排出基準 : 健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

■規則 第八条の三

【3】ごみ質分析結果 (年4回)	検査年月日			
	R2. 6. 30	R2. 9. 11	R2. 10. 22	
ごみ質種類	組成(%)	組成(%)	組成(%)	組成(%)
紙・布類	51.4	63.0	44.8	
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	22.7	10.2	25.9	
木・竹・ワラ類	6.2	3.5	3.5	
ちゅう芥類	14.4	3.1	23.9	
不燃物	1.7	0.0	1.4	
その他	3.6	20.2	0.6	

■規則 第四条の五第一項第二号カ

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条一、同法施行令

第四条

【4】ダイオキシン類分析検査（年1回）		
検査項目	排出基準	
	単位	
排ガス中のダイオキシン類	5以下※	ng-TEQ/m ³ N

採取年月日	R2. 7. 21	
結果年月日	R2. 8. 20	
場所※※	1号炉	2号炉
結果	0. 044	0. 035

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第一

※※場所は、各炉のバグフィルターの出口

■ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条二
" 法施行令 第四条

検査項目	排出基準	
	単位	
焼却灰のダイオキシン類	3以下※	ng-TEQ/g

採取年月日		
結果年月日		
場所	焼却灰（燃え殻） [主灰貯槽]	ばいじん（飛灰） [集じん灰貯槽]
結果		

※※ばいじん（飛灰）については、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、セメントを練り混ぜて固化しているため、排出基準の適用はない。（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 附則第二条 三項第一号）

※ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第七条の二

検査項目	環境基準	
	単位	
大気中のダイオキシン類	0. 6以下※	pg-TEQ/m ³

採取年月日	R2. 7. 20～21
結果年月日	R2. 8. 17
場所	教良木地区
結果	0. 0046

※ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底室の汚染を含む。）及び汚染に係る環境基準

【検査項目等の説明】

- ・ダイオキシン類 : 塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動による自然現象によっても発生する。
- ・環境基準 : 空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■規則 第四条の五第一項第二号ヌ

【5】冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去日	除去日
--------------------------------	-----

空気予熱器清掃業務委託	炉	1回目	2回目	3回目	4回目
	1号	R2. 6. 21	R2. 11. 23	R3. 1. 11	
	2号	R2. 6. 21	R2. 11. 23	R3. 1. 11	

令和2年度 新白洲一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する情報

更新日 2021/2/8

省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

■省令 第1条第2項第14号ハ(2)

【1】水質検査 (毎月)			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
放流水			採取年月日	R2. 4. 27	R2. 5. 20	R2. 6. 23	R2. 7. 22	R2. 8. 19	R2. 9. 23	R2. 10. 21	R2. 11. 18	R2. 12. 16	R3. 1. 20			
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R2. 5. 14	R2. 6. 11	R2. 7. 1	R2. 8. 3	R2. 9. 10	R2. 9. 30	R2. 11. 2	R2. 11. 27	R2. 12. 23	R3. 1. 28			
水素イオン濃度 (PH)	-	5.8~8.6	結果	6.9	7.2	6.9	7.2	6.9	6.9	6.9	7.1	6.8	6.9			
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	60以下		1未満	1未満	1	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満		
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	90以下		4	3	3	2	1	1	2	2	3	2			
浮遊物質量 (SS)	mg/ℓ	60以下		2	4	4	1	1未満	2	1未満	1	2	2			
大腸菌群数 (省令対象外)	個/cm ³	3000個以下		140	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
窒素含有量	mg/ℓ	120以下 (日間平均60以下)		6未満	6未満	6未満	6	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満	6未満		

■省令 第1条第2項第10号ハ

地下水①			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地下水①			採取年月日	R2. 4. 27	R2. 5. 20	R2. 6. 23	R2. 7. 22	R2. 8. 19	R2. 9. 23	R2. 10. 21	R2. 11. 18	R2. 12. 16	R3. 1. 20		
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R2. 5. 14	R2. 6. 11	R2. 7. 1	R2. 8. 3	R2. 9. 10	R2. 9. 30	R2. 11. 2	R2. 11. 27	R2. 12. 23	R3. 1. 28		
塩化物イオン	mg/ℓ	-	結果	20,000	9,500	19,000	10,000	20,000	10,000	21,000	20,000	22,000	21,000		
電気伝導率	mS/m	-		1,200	650	950	740	1,600	1,600	4,100	1,800	2,000	1,600		

■省令 第1条第2項第10号ハ

地下水②			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地下水②			採取年月日	R2. 4. 27	R2. 5. 20	R2. 6. 23	R2. 7. 22	R2. 7. 22	R2. 9. 23	R2. 10. 21	R2. 11. 18	R2. 12. 16	R3. 1. 20		
検査項目	単位	排出基準	結果年月日	R2. 5. 14	R2. 6. 11	R2. 7. 1	R2. 8. 3	R2. 8. 3	R2. 9. 30	R2. 11. 2	R2. 11. 27	R2. 12. 23	R3. 1. 28		
塩化物イオン	mg/ℓ	-	結果	19,000	4,600	550	2,400	20,000	26,000	20,000	20,000	20,000	21,000		
電気伝導率	mS/m	-		1,100	120	140	940	1,500	450	4,100	1,800	2,100	1,600		

【検査項目等の説明】

- ・水素イオン濃度 (PH) : 物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH=7 の場合は中性、pH値が小さいほど酸性が強く、逆にpH値が大きいほどアルカリ性が強い。
- ・生物学的酸素要求量 (BOD) : 水中の有機物などを酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いといえる。
- ・化学的酸素要求量 (COD) : 水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を表したものである。
- ・浮遊物質量 (SS) : 水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の量。浮遊物質の多い水は透視度が下がり、藻類の光合成を阻害する。
- ・大腸菌群数 : 大腸菌をはじめとする細菌の数。水の汚染レベルの指標としてかなり早い時期から使用されている。
- ・窒素含有量 : プランクトンが異常発生し、水質を汚濁する原因になる。
- ・塩化物イオン : 塩素イオンとは水中に存在する塩化物を言い、塩化物イオンの濃度は汚染の1つの指標となる。塩化物は主として生活排水に含まれ、特にし尿には塩化物が多量にあるので、し尿を多量に含む下水は塩化物イオン濃度が高い。
- ・電気伝導率 : 電気の通しやすさの尺度で、水中に溶解している物質の量を測定する。高い値ほど、水にさまざまな物質が溶解していることになり、一般的には汚い水といえる。
- ・排出基準 : 健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

【2】-1 水質検査（年1回） 放流水

省令別表第1に定める検査項目	単位	排出基準	
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと。	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.005以下	
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.1以下	
鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	
有機磷化合物（パリン、メチルパリン、メチルモン及びエチルパリン、フェニルパリン、ベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	mg/l	1以下	
六価クロム化合物	mg/l	0.5以下	
砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	
シアン化合物	mg/l	1以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003以下	
トリクロロエチレン	mg/l	0.3以下	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	
四塩化炭素	mg/l	0.02以下	
1-2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	
1-1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下	
シス-1-2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	
1-1-1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	
1-1-2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	
1-3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	
チウラム	mg/l	0.06以下	
シマジン	mg/l	0.03以下	
チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	
ベンゼン	mg/l	0.1以下	
セレン及びその化合物	mg/l	0.1以下	
1-4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	
ほう素及びその化合物	mg/l	海域以外 ほう素50以下 海域 ほう素230以下	
ふっ素及びその化合物	mg/l	ふっ素15以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	
※	水素イオン濃度（水素指数）	mg/l	海域以外 5.8以上8.6以下 海域 5.0以上9.0以下
	生物化学的酸素要求量	mg/l	60以下
	化学的酸素要求量	mg/l	90以下
	浮遊物質	mg/l	60以下

※ 毎月検査を実施している【1】

採取年月日	R2. 8. 19
結果年月日	R2. 9. 10
検査結果	不検出 0.0005未満 0.001未満 0.001未満 0.01未満 0.005未満 0.001未満 0.01未満 0.0005未満 0.003未満 0.001未満 0.002未満 0.0002未満 0.0004未満 0.002未満 0.004未満 0.03未満 0.0006未満 0.0002未満 0.0006未満 0.0003未満 0.002未満 0.001未満 0.001未満 0.05未満 0.78 0.8未満 0.5 6.9 (28°C) 1未満 1 1未満

【2】-2

省令別表第1に定める検査項目	単位	排出基準
ノルマルキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/l	5以下
ノルマルキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/l	30以下
フェノール類含有量	mg/l	5以下
銅含有量	mg/l	3以下
亜鉛含有量	mg/l	2以下
溶解性鉄含有量	mg/l	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下
クロム含有量	mg/l	2以下
※ 大腸菌群数	個/cm ²	3000個以下
窒素含有量	mg/l	120（日間平均60）以下
燐含有量	mg/l	16（日間平均8）以下

※ 毎月検査を実施している【1】

【3】水質検査（年1回） 地下水

省令別表第2に定める検査項目	単位	排出基準
アルキル水銀	mg/l	検出されないこと。
総水銀	mg/l	0.0005以下
カドミウム	mg/l	0.01以下
鉛	mg/l	0.01以下
六価クロム	mg/l	0.05以下
砒素	mg/l	0.01以下
全シアン	mg/l	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	検出されないこと。
トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	0.002以下
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002以下
1-2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下
1-1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下
1-2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下
1-1-1-トリクロロエタン	mg/l	1以下
1-1-2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下
1-3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下
1-4-ジオキサン	mg/l	0.05以下
チウラム	mg/l	0.006以下
シマジン	mg/l	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下
ベンゼン	mg/l	0.01以下
セレン	mg/l	0.01以下

更新日 2021/2/8

採取年月日	R2. 8. 19
結果年月日	R2. 9. 10
検査結果	0.5未満 0.5未満 0.5未満 0.3未満 0.2未満 1未満 1未満 0.2未満 0 6未満 0.8未満

採取年月日	R2. 8. 19
結果年月日	R2. 9. 10
検査結果	不検出 0.0005未満 0.0003未満 0.001未満 0.005未満 0.001 不検出 不検出 0.001未満 0.001未満 0.002未満 0.0002未満 0.0002未満 0.0004未満 0.01未満 0.004未満 0.1未満 0.006未満 0.0002未満 0.005未満 0.0006未満 0.0003未満 0.002未満 0.001未満 0.001未満

■**ガ**イキソ類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

【4】 ガ イキソ類の測定結果（年1回）			採取年月日	
検査項目	単位	基準	結果年月日	
地下水	pg-TEQ/l	環境基準 1 以下 ※	結果	
原水	pg-TEQ/l	-		
放流水	pg-TEQ/l	排出基準 10 以下 ※※		

※**ガ**イキソ類による大気汚染、水質汚濁（水底の底室の汚染を含む。）及び汚染に係る環境基準

※※**ガ**イキソ類対策特別措置法施行規則 第一条の二 別表第二

排出基準：健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

環境基準：空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■施行規則 第四条の五の二第四号イ

単位 t

【5】埋め立てた一般廃棄物の種類と数量		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
本渡地区 清掃センター	セメント固化灰	96.82	74.55	120.66	100.71	102.42	64.76	118.47	69.11	100.53	89.73			937.76
	燃えるごみに混ざっていた不燃物等	54.81	40.07	63.42	50.42	54.68	43.33	62.02	33.00	57.52	54.84			514.11
	不燃物	49.86	47.13	42.68	37.86	50.42	53.41	53.79	48.89	54.30	35.79			474.13
小計		201.49	161.75	226.76	188.99	207.52	161.50	234.28	151.00	212.35	180.36	0.00	0.00	1,926.00

松島地区 清掃センター	セメント固化灰 + 燃えるごみに混ざっていた不燃物等	76.51	50.23	76.08	69.24	69.43	43.89	69.41	69.89	56.97	75.79			657.44
	不燃物	24.07	37.73	29.94	24.42	29.20	28.98	30.27	36.47	35.20	24.16			300.44
小計		100.58	87.96	106.02	93.66	98.63	72.87	99.68	106.36	92.17	99.95	0.00	0.00	957.88

合計		302.07	249.71	332.78	282.65	306.15	234.37	333.96	257.36	304.52	280.31	0.00	0.00	2,883.88
----	--	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	----------

- ・セメント固化灰 : ばいじんをセメントで固めたもの
- ・燃えるごみに混ざっていた不燃物等 : 燃えるごみに混ざっていた不燃物（陶器類、ガラス、砂など）と、ばいじん以外の焼却灰
- ・不燃物 : 燃えないごみを破砕したものから、燃えるごみ及び資源物を除いた、本来の不燃物

【6】施設の定期点検項目と結果

■省令 第一条第二項第十四号口

浸出液処理設備の定期点検	点検日	
	結果	

■省令 第一条第二項第七号

擁壁の定期点検 (損壊のおそれはないか)	点検日	該当なし
	結果	

■省令 第一条第二項第九号

遮水工の定期点検 (効果が低下しているおそれはないか)	点検日	該当なし
	結果	

■省令 第一条第二項第十三号

調整池の定期点検 (損壊のおそれはないか)	点検日	該当なし
	結果	

■省令 第一条第二項第十九号

【7】残余の埋立容量

計画埋立容量	②平成25年度まで埋立量	①-②平成25年度末残余容量
99,800 m ³	99,800 m ³	0 m ³